

## 平成31年2月定例教育委員会議事録

日時 平成31年2月7日（木）  
午前10時～午後0時30分

### 1 開会

#### ○山本教育長

皆様、ご起立ください。ただいまから平成31年2月定例教育委員会を開会します。よろしく申し上げます。ご着席ください。

本日は、去る12月23日に就任されました佐藤委員を新たにお迎えして初めての定例教育委員会ということになります。まず、佐藤委員から一言ご挨拶をお願いしたいと思えます。

#### ○佐藤委員

皆様、おはようございます。12月23日に辞令をいただきました佐藤淳子と申します。よろしく願いいたします。当初から、本当に私で大丈夫かなという思いがありましたものの、1月一番最初の出席の日に欠席するという、大変皆様にご迷惑をおかけしたというようなことがございました。その後、更には事務局の方々には都度都度に時間を作って資料の説明をいただきましたが、今後皆様のお力を借りながら少しずつ勉強していき、教育行政に少しでも県民の皆様の声が届くようなかたちでここに座っていられたら、皆さんと一緒に参加させていただけたらという思いで関わっていきたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。（拍手）

#### ○山本教育長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

### 2 日程説明

#### ○山本教育長

それでは、最初に教育総務課長から本日の日程説明をお願いします。

#### ○片山教育総務課長

本日は、議案が2件、報告事項10件、協議事項1件で、合計13件です。審議をお願いします。

### 3 一般報告

#### ○山本教育長

それでは、私から一般報告をします。

1月25日に鳥取県勢としては4年ぶり、そして県立学校としては11年ぶりに、米子東高の春の選抜甲子園の出場が決まりまして、本当に大変いいニュースだったと思えます

が、一方、先般より千葉県野田市の小学生の虐待事案が報道されていますが、学校や児童相談所の対応に不適切な部分があって、社会問題化してきているということで、これまだ日々色々な課題が浮彫りにされてきて状況が動いている中ではありますが、ある程度分かってきた段階で、県警とかあるいは福祉保健部の関係者など、連絡会議を開催して少し課題を整理して、鳥取県でこういうことが起こらないようなかたちで活かしていきたいと思っています。

1月17日には、山陰教師教育コンソーシアム推進協議会を開催いたしました。これは島根大学教育学部と島根県教育委員会、鳥取県教育委員会の三者で連携して、山陰地域の教育課題を踏まえた教員養成あるいは採用、研修等について協議を行って、教員の方々を支援していこうという取り組みですが、実は鳥取大学に教育学部がなくなったということで、教員養成課程がない唯一の県ということで、今、島根県の島根大学の教育学部あるいは教職大学院、その辺りと連携を深めて取り組みを行っているところです。教職大学院に現職の教員を派遣して、それは今、学校が抱えている課題をそのまま大学院に持って行って、それを解決するための手法等について学んでくる。2年目は学校現場に帰りながら、現場でそのことを実践しながら学んでいくという、2年がかりの研修なども新たに始めたところですし、また、学力向上に関係して、島根大学と少し共同研究というかたちで、今、西部教育局が色々なかたちでの指導を仰ぎながら、学力向上について行っていくといったことも含めて、意見交換あるいは協議を行ったところです。

この取り組みは非常に国ベースでも評価されているようでして、県をまたがってこういうことをやるということが文部科学省でも評価されて、優秀事例としてホームページに掲載されているという説明だったんですけども、引き続きこうしたことで連携をして取り組んでいきたいと思えます。

1月21日には、中国5県の教育長会議ということで、本県が実は当番県でして、5名の教育長が集まる中、3名の教育長がこの4月から替わっておられて、新たな視点での色々な意見交換も行いました。広島県の平川教育長は、実は民間出身の方でして、民間出身で中学校の校長になり、そしてこの度、広島県の教育長になられたということで、我々の想像もできないような新たな視点から色々な話をされたわけですが、例えば、教職員の働き方改革のことですとか、あるいは高校生の学力向上の取組の話ですとか、障がい者雇用、あるいは外国人の児童生徒への対策といったことをテーマにして話合いを行ったところです。悩みはどこも同じでして、各県それぞれ工夫をこらした取り組みをしておられますので、そうしたことについて参考となる取組みなど、本県でも取り入れていければと思っています。なお、5県の教育委員の皆様方の協議会は来年また鳥取で行うことになりますので、ぜひよろしくをお願いします。

1月22日には、行政監査報告ということで、監査委員の方々に平成29年度の決算について、色々と支出監査を行っていただき、ご指摘をいただいたんですけども、教育委員会関係では財政的援助団体という、県が補助金を出している様々な団体の監査が行われた中で、高等学校の文化連盟において見積書を取ることなく契約をしているというような、会計上の手続きに不適切な面があるという事例がありまして、これは色々調べられる中で、高等学校の体育連盟は事務局が固定化して、今、八頭高に事務局がありますが、文化

連盟は2年ごとに事務局が移っていくということで、そうした意味で事務の不慣れな方が事務局をやるというような、そんなことも要因としてあるのではないかというご指摘をいただいたところでして、そうした事務局の在り方等を含めて事務が適切に行われるような体制づくり、改善に向けて検討して参りたいと思っております。

1月30日は、いじめ問題対策連絡協議会ということで、いじめ防止対策の法律ができて、関係機関が連携して取組んでいこうということでつくった会議ですが、この会議の中では、本年度、「教育相談体制の充実のための手引」というものを新たに作成しました。そうしたことの報告でありますとか、昨年度来この協議会の中でも議論がされておりました、重大事態の事例からそれを教訓にして学んでいくような、そんな対応マニュアルのようなものがつくれないかという議論がありまして、そうしたものについて素案を示して意見をいただくといったかたちで、今回進めさせていただいたところです。詳細については後ほど報告事項で報告させていただきたいと思っております。先般は山口県の高校生の重大事態についての報告書が出されたところですが、引き続きこうした重大事態を教訓として学ぶということについては、我々もしっかり取組んでいきたいと思っております。国でも全国から出されている重大事態報告書を、例えば研修に使えるようなかたちで少し処理をして、情報提供していこうという動きも出てきているようですが、本県独自にもそうした取組みを行っていききたいと思っております。

2月4日は、鳥取県の教育審議会を開催しました。議題は教育振興基本計画をどうするのか。2月8日締切で出させていただいておりますパブリックコメントの意見ですとか、先般は教育審議会の中で、やはり自己肯定感の定義等々についても、更なる意見をいただいたところがございますので、そうした意見なども踏まえて、最終案を作って議会にも説明を一回はしておりますけども、今回、議会をもう一度経た後で、最終的なものに仕上げていきたいと思っております。

2月5日には、町村の教育長方と意見交換させていただきました。今、学力向上の取組みを市町村の教育長方と連携して取組んでおりますが、これまでの取組、そして今後の取組の更なるベクトル合わせ、これも方向を一緒にして取組んでいかないと効果がうまくいかないということで、また少人数学級についても、少し運用の方法などについても、少し弾力化した取組みも、これはいわばクラスを一回決めたら固定してしまうということではなく、場合によっては教科によっては、もう一度一つのクラスに戻して大人数の中でチームティーチングを行ったりというようなかたちでの運用、そうしたことも取組むべきではないかといったことについても意見交換を行ったところです。私からは以上です。

#### 4 議事

○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、鱸委員と若原委員にお願いします。まず、森田次長から議案の概要説明をお願いします。

○森田次長

本日の議案は二つです。

まず、議案第1号「平成31年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について」です。これは例年のことですが、県の教育委員会が基準を定めるものです。

議案第2号「文化財の県指定について」です。以前、鳥取県文化財保護審議会に諮問しておりました案件について、この度、答申がございましたので、指定に向けて議案として提出するものです。以上です。

#### (1) 議案

○山本教育長

それでは、まず議案第1号について、担当課長から説明してください。

議案第1号 平成31年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について

○國岡教育人材開発課長

標準法によって、義務教育の学級編制基準というのは都道府県教育委員会が定めることとされております。高等学校の適正配置云々とありますのは、特別支援学校の高等部のことについても、都道府県教育委員会が基準を定めることとされております。

編制基準自体は昨年度と同じです。小学校でいきますと、第1、2学年は30人、3～6年については35人となっております。これは、国の基準は1年生は35人、2年～6年については40人となっておりますが、本県については少人数学級ということで、このような編制基準をとっております。

複式学級についても、国の基準では16人なんですけども、例えば1年生については複式学級は設置しない。1学年の児童を含まない複式学級については、上限を15ということで設定しております。

特別支援学級についても、国の基準は8人なんですけども、本県は7人です。

中学校につきましては、国の基準は全学年40人ですが、1年生については33人、2・3年については35人としております。そのようなことが定めてあります。

また、学級編制事務の取扱については、別に定める取扱要領によるとありますが、これについては、大きく1番の学級編制、2番の学級編制の変更ということで、大きく二つに分かれておりますが、1番のほうは、この学級編制というのは5月1日の児童・生徒数を基準にして学級編制を行うということが書いてあります。4月当初、スタートした時点では、5月1日の数を予測して学級編制をいたします。

2番のほうですが、学級編制の変更ということで、5月1日より後に生徒の出入りがあったときのことについて書いてあります。アの市町村立小中義務教育学校については、通常学級については喜多原学園については生徒の出入りがあれば学級数に変動が生じますが、それ以外については5月以降の変動はなしです。

イbの特別支援学級についてですが、生徒の出入りがあれば学級数に変動が生じます。

(2)の県立特別支援学校につきましては、これは生徒の出入りがあれば、学級数に変動が生じます。以上です。

○山本教育長

それでは、この議案第1号につきまして、委員方からご質問、あるいはご意見等、いかがでしょうか。基本的には前年と同じということですが。

○中島委員

質問ですが、例えば1・2年生で31人だと2クラスになるわけですよね。それでその時に、例えば、この先生は力があるから31人でクラスをやるとかということは、学校の判断でできるのですか。

○國岡教育人材開発課長

それはできないです。そこは一律に二つには分けるんですけども、ただ、最初の教育長の説明にもありました、来年度はそこをもう少し弾力的に、学級としては別々なんだけれども、一部の授業において合わせて31人で授業するというかたちも考えていこうと。

一方の学級は力がある経験のある先生なんだけれども、もう一方は初任者ということもありますので、その場合は二つの学級を合わせてT Tの形ですれば、メインが力のある先生で、初任者はT 2のほうで入ってみたい形も取り入れながら、していきましょうということですが。

○中島委員

なるほど。あくまで原則は30人を超えたらということは、守らなければいけないということですか。

○國岡教育人材開発課長

市町村から協力金をいただいている関係もあり、少人数学級というかたちは対外的にも説明できる状態にしておかなければいけないので。

○中島委員

学校のニーズが分からないのですが、校長の判断で、二クラス分の先生はもらうんだけど、その先生の二クラスでの運用ができるのであれば、プラスで2学級分できている一人の先生の配置の自由度が上がるわけではないですか。そういう学校的メリットがある場合もあるのかなということを思ったんですけど。

○國岡教育人材開発課長

運用上、そういう形もあれば、メリットもある場合もあると思うんですけども、ただ対外的に少人数学級を実施しているという説明上、そこは崩せないと思うんですね。

○中島委員

それは要領の中で、「できる」じゃなくて、用語の問題なんですけど、どこでそうなるんですか。

○國岡教育人材開発課長

「学級編制基準を次のとおり定める」とあるんですけども、一学級の児童生徒数の30というのは上限でして、だから31になるとそれを分けなくてはいけないという解釈になります。

○中島委員

なるほど。弾力的な運用が、教育長がおっしゃっていたように、とりあえず本則だけは作っておいて、ということができて、かつ、それが色々なかたちでメリットがあるということだったら、それでいいのかもしれないですけどね。

何かその辺り、学校の主体的判断に委ねられるというような形にするのも、少人数学級とうたっているんで、少人数学級にしないわけにはいかないんだというのも、ちょっとこっちの都合かなという感じもするので、そこは学校の判断に任せられる、みたいなことが、今年がいいと思うんですけど、来年以降、もしそういうニーズがあつてということだったら、考えてもいいんじゃないかと思いますが、どうなのでしょう。

○國岡教育人材開発課長

教育委員会だけで定められるものではなくて、それぞれの市町村の部局と話をしなくてはいけなくて、知事も絡んだ話もありますし、今の段階では「少人数学級を実施しています」というところは、なかなか崩しにくいのかなと。

ただ、市町村のほうから「更に弾力的な」という意見があれば、また次の段階に検討しなくてはいけないこともあるかもしれません。

○中島委員

わかりました。

○山本教育長

まず、実質上を緩めるということで、どういう効果が生じるのかという部分も含めて、少しやってみようということで、将来的にはそういった今、中島委員の言われたようなかたちで、できるようにするのがいいのかどうか、そうしたところも含めて。

○中島委員

でも今、運用の部分で弾力的なというところで、どれぐらい効果が出るかということですよ。

○佐伯委員

教室の広さが決まっているので、昔は40人とか45人だったから、すごく狭いなと感じて、今は30人学級とか35人学級になって、空間的な余裕が出てきているので、そこで子ども同士の距離間の取り方とか、ちょっとしたトラブルが起こりにくいというところがあるので、31でも32でも、29とそう変わらないんだけど、どっちかという学級単位としては、今の人数を継続していただいたほうがいいのかなと思います。

ただ、色々な教科の学習とか、活動するとき、31人だったら15人とか16人になっちゃうので、そうすると集団的には少なく、なにか思考を練ったりするときには、もう少し人数がいた方が、色々な考えが出てくるのでそういうときの指導については、やっぱり集まってやったほうがいいというところがあると思うので、そのところをうまく運用をしていけば、学びが深まったり、それぞれの目が行き届きやすかったりすることはないかなと思います。

#### ○山本教育長

色々なかたちで、例えば一緒にするだけじゃなくて、二つに分けるんだけど、習熟度別で分けると、そんな運用もあるんだと思いますし、場合によっては「私は英語はもう少し勉強する機会があるんで」と、得意な英語の人が二クラスを教えて、その代り「体育やります」とか、「音楽やります」とかという交換を二クラスの間でやっていくとか、そんな運用もありなのかなというふうに思っています。

#### ○鱸委員

特別支援学級に入級している児童・生徒をというところですけども、学級編制の変更を届けるということですけども、例えば特別支援学級にいる子が手術などで、1学期あるいは2学期ぐらい当該の支援学校に転校するというかたちを取った場合は、これは報告義務があったり、クラス編制に関係するようなことが起こりえるのでしょうか。

#### ○佐伯委員

特別支援学校はそうですね。子どもが増えれば学級も増えますよね。

#### ○國岡教育人材開発課長

その場合は変更になります。

#### ○鱸委員

なりますか。結局、特別支援学級にいる子どもが手術になる時というのは、意外と学期の学期初めじゃないようなかたちで、ある場合は緊急的な介入が必要なケースもあるので、そういう場合にも、これに該当するわけですね。

#### ○佐伯委員

籍を移すと保護者の方がおっしゃればそれが実現しますが、期間がはっきり決まっているときは、なかなか籍を移すことを躊躇する保護者の方も多そうですね。

○鱸委員

ただ、例えば医師から、「米子のセンターで手術をすると、おそらく後療法を含めて少し長くかかりますね。そうすると学期単位になりますね。」とか、「2学期ぐらい、二つの学期をまたぐよ。」とか、そういう話をするケースがあるわけですね。

それは、保護者の方は躊躇するけれども、どうしても子ども中心に考えたときに、手術効果を出すためには必要なケースがあるんです。そういう場合を考えてちょっとお聞きしたんですけどね。

○佐伯委員

そのときはやっぱり籍を移せば。

○鱸委員

籍を移せばこれに該当する。分かりました。総合療育センターの場合は、大学病院で特別支援学級をつくるとかいうようなかたちじゃなくて、だいたいそこに手術で入れれば、必ず養護学校の先生にお世話になるというかたちなんです。だから、特別支援学級じゃないんですね。ここがその表現がちょっと紛らわしいかなと思ってお聞きしたんです。そういうお子さんもおられるということでご理解いただければと思います。

○事務局職員

特別支援学校の場合は、きちっと籍を移すケースもありまして、籍を移した場合は皆生養護学校でしたら学級を増やすということはやっております。学籍がきちっと手続をすれば学級を増やすことはしています。

○山本教育長

そのほかございますでしょうか。佐藤委員、なにかご不明な点がございましたら。

○佐藤委員

基本的なことで皆さんご存じかもしれませんが、複式学級の飛び複式学級の辺りのところをもう一度、解説を読みましたがちょっとよく分からないので説明をしていただけるとありがたいです。

○國岡教育人材開発課長

例えば2年生と4年生に対して、3年生がいない場合に2年生と4年生を合体して一つの学級にするんですけれども、そういう意味で、学年が飛んだ複式学級ということです。

○佐藤委員

分かりました。ありがとうございました。



○山本教育長

そうしますと、議案第1号につきまして、特に異論は出ていないようですので、原案のとおり決定したいと思います。

議案第2号 文化財の県指定について

○中原文化財課長

議案第2号、文化財の県指定について、以下のとおり議決を求めるものです。

平成29年9月6日ほかで、当教育委員会から鳥取県文化財保護審議会へ諮問のありました、鳥取県保護文化財、有形民俗文化財あるいは、無形文化財及びその保持者認定につきまして、2月5日に開催されました文化財保護審議会において慎重に審議がなされまして、県指定等について、鳥取県保護文化財5件、鳥取県有形民俗文化財1件、鳥取県無形文化財の指定2件及び保持者認定ということで答申がありましたので、ご審議をお願いしたいと思います。計8件ございますので、かなり量がございますので、後ろのほうに詳細な当日審議会の指定調書等をつけておりますので、またご覧いただくことにして、要点のみ順次説明させていただきたいと思います。

1頁が鳥取県保護文化財でございまして、宮本家文書、鳥取市所在の14点、古文書としての指定でございまして。宮本家文書は、江戸時代後期に伯耆国・米子の商家でありました宮本家に伝来したものでありますが、転居によりまして県外に流出したものが、平成29年に中世から現代までの206点の資料が県立博物館に寄贈されたものです。

そのうちこの度指定しますのは、16世紀に書かれました中世文書、戦国時代の文書ということになります。この14点につきまして指定を検討しているものです。

内容は、伯耆国の在地領主でありました村上氏や福頼氏に宛てた、各色々な大名から宛てられた文書の類です。この村上、福頼というのが、宮本家の先祖といいますか、宮本家に養子に入って、こちらの家に伝わったというものになります。

中世伯耆国といいますのは、強力な戦国大名がいなかったせいもありまして、古文書の類というのは非常に残りが悪いわけですけれども、その中で残っていること事態が貴重な資料ということになります。

伯耆国の在地領主が、中近世移行期の複雑な情勢を生き抜く過程、あるいは村上氏、福頼氏というのが米子市の淀江町の辺りに勢力を持っていた豪族でございまして、福頼という地名も今でも淀江に残っております。

その具体的な動向を示す希少な史料として、特に16世紀における伯耆国と山口周防の大内氏、それから兵庫県但馬の山名氏、広島県安芸の毛利氏といった戦国大名との関係や政治情勢を知ることができる資料として貴重なものです。下に載せています古文書は、周防の大内義隆という戦国大名から村上新次郎に宛てた文書で、村上が送った太刀の返礼として太刀一振りとお兵糧米・黄金1枚をお礼として送るというような内容の資料です。

続いて、絹本着色五大明王像以下3点の仏画についての指定の検討です。

保護文化財、絵画彫刻の部ということになります。2頁の絹本着色五大明王像は、鳥取市でございまして、5幅対のものです。この以下3点はいずれも鳥取市用瀬町にあります

真言宗寺院、大安興寺に伝わった貴重な絵画資料で、現在は県立博物館のほうに寄託がなされてちゃんと管理がなされておるものです。

五大明王といいますのは、密教の代表的な憤怒尊といいまして怖い顔をしている仏様ということになります。それが五尊が一体でセットで用いる場合は息災とかに用いる本尊として祀られることが多いものです。この作品は中規模な五幅のセットで、仏画の伝統的な描写法にのっとり、彩色を中心として動的な姿態、見ていただきますと非常に動きのある姿態と力強い火炎光背を的確に表現をしているものです。五幅とも素材となる絵絹は同質で、鎌倉時代後半の特色を示しておりまして、制作年代は13世紀後半ということで、県内にあります五大明王像の一具の遺品としては最古例として貴重なものと考えております。下の写真の上段右の不動明王二童子像、これが中央に置かれるものでございまして、その他の四幅はその両側に置いて東西南北を表しています。

本着色五大盟王像、これは一幅でございまして。こちらの愛染明王というのは平安時代の後半ぐらいから信仰が高まりました密教の憤怒尊です。

一面六臂といいますから、6本の手が描かれているのが特徴的なのですが、種々の目的で行われる愛染法といわれる手法の本尊ということになります。この図でいいますと、向かって右側の一番上に挙げている臂・左第3手といいますけれども、この持ち物が本来はこの目的に応じて変化します。祈祷の目的によって変えるんですけども、ここでは何も持っておりません。何も持っていないというのは表情のほうに心の中にそれを思い浮かべるといって、これはオールマイティー、何でも使えるというような仏画ということになります。

丁寧な賦彩や抑制された金色の併用などにより、奥深い画面を作り上げております。13世紀も鎌倉時代後半の制作と位置づけられまして、愛染明王像の類品は全国的に数多いわけですが、県内では本作品が最古例と思われまして、その点でも貴重な資料ということになります。

続きまして、絹本着色三宝荒神像です。荒神というのは、荒神さんというのは結構よく聞くことなんですけど、実は仏典に出てくる仏様ではございません。修験道あるいは神仏習合を背景として、日本独自に生まれた個性的な尊格ということになります。一般に、仏・法・僧の三宝を守護する忿怒相の三宝荒神とかがあるわけですが、本作はこの三宝荒神に当たります。

穏やかな線描や截金といいますけれど、これは金箔を細く切ってそれを貼るという手法でございまして、截金文様を用いた装飾感覚など、平安仏画の画調を残している点に特色があります。絵画用の絵絹ではなく平織の絹を用いているということで何らかの意図があって、その絵絹ではなく平織の絹を用いているのは、注文者の特異な意図を反映している可能性があります。様式から鎌倉時代半ばころの制作と判断されまして、三宝荒神像としては、実は全国的にも早い作例の一つではないかという、調査が今後必要なんですけども、考えられるものです。

続きまして、大山寺に伝わる木造の不動明王坐像、会画彫刻の部です。

大山寺に伝わっているものです。もちろん大山寺は修験の山として古代から名をはせていた天台宗寺院として知られているわけですが、本作品は、この写真では本体のみを写し

ておりますが、火炎の光背を持っておりまして、瑟瑟座という角材を井桁に組んだような台座に乗っておりまして結跏趺坐した姿です。左手に羂索、右手に剣を手にしておりまして不動明王の基本的姿を表現しておりますが、頭髪が真っ直ぐな頭髪と巻き髪を組合わせてというの珍しい。

ひっくり返しますと、裏側に弘安8年(1285年)の銘文があります。この銘文を制作年代とするのか修理年代とするのか、非常に議論が分かれておりますけど、一応、修理年代と考えておりまして、制作は彫刻の様式から考えて平安時代、11世紀前半まで遡る可能性がある。

いずれにしても鎌倉時代以前の作として、半丈六以上の不動明王像は全国的に見ても稀であるということがございます。半丈六と申しますのは、丈六という大きな大仏の代名詞としています。立った場合の身長が1丈6尺、4メートル80センチの半分ということになります。

続きまして、無形文化財の指定と、それに伴うその無形文化財の業を持つ保持者の認定という組み合わせの指定ということになります。

指定理由ですが、今回保持者に認定いたします山下健さんは、鳥取市青谷町にお住いで活動をしておられますが、植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使しまして、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続けてきた染織家です。

緋織と板締染による織によって、あくまでも伝統的な緋織模様を基盤にしながらも、色々なアレンジしたデザイン等をされて文様の繰り返しをより多く重層させた作家独自の世界を創り出しておられます。そしてそれを明色と淡色・暗色、寒色と暖色を駆使して非常に幅広い豊かな作風を作り出す点に特色があります。糸作りから染めまして、織りとすべての工程をこなし作品づくりを進めておられまして、県内染織界並びに現代日本染織界においても第一人者と評価することができる人です。

続きまして、無形文化財としては、染織の一つになりますが、紙布ということでの今回指定と、保持者の認定は同じく山下さんということになります。

先ほども申しましたように、非常に多彩な技術をお持ちの山下さんでございますが、実は地元青谷町の特産であります和紙を使った紙布の魅力を追求して、染織界に提示していくことをライフワークとして頑張っておられます。その下のほうの作品が紙布の作品ですが、基本的には、例えば左のものは縦糸は絹を使いまして、横糸に紙をよった紙糸を使いまして、繊細で暖かな風合いを持つ紙布を制作して、紙の糸ならではのさらっとした質感と絹などの通常の糸を融合した独特の異質な質感の布でありまして、現代を代表する紙布作家であるということで、指定にふさわしいという評価になっております。

最後に、有形民俗文化財の指定でございまして、智頭の林業関係資料。これは智頭町にございます213点の有形民俗文化財の指定ということになります。

智頭の林業はいうまでもなく、杉等が有名ですが、江戸時代に鳥取藩の管理の元に、災害対策と産業振興として、杉の植林が盛んに進められたことに始まりまして、近代においてもかつ、戦後にかけても造林が続けられて、当地の主要産業として重要な役割を果たしてきました。

この資料は、近現代の林業の変遷とその作業工程を体系的に示す資料群 213 点で、旧の山形小学校校舎を活用しました智頭林業資料展示室等でまとまって保管されているものです。資料の構成は、林業用具と林業と並行して行われました自然栽培（黄連栽培）の用具からなるものです。前者が 173 点で、かつ林業の工程に従い、必要な資料が保存をされており。

例えば木材の運搬手段として、筏を組んだり解体するときの資料であるとか、右下にあります森林鉄道の関係資料など、近現代におけます林業関係の変遷を示しておるといふこととでございます。また、この林業を営むと同時に、その下のほうで黄連栽培用具 40 点というのが、これが主要な産業として大変価値を持つもので、それをを用いた用具類と合わせて、木をただ育てるだけではない複合的な生産活動の実際を的歛史資料として価値が高い。とくに、智頭という地域で営まれてきた林業の歴史的時代的地域的特徴をよく示す重要な資料群ということになります。

実は、鳥取県では、平成 30 年に鳥取県の併関係資料、30 年には、昨年ですけれども、泊の漁業関係資料というものを指定をしております、地元産業の資料というものも大切に記録に留めておくということの必要性を感じております。以上でございます。

○山本教育長

それでは、議案第 2 号につきまして、委員の皆様から質問、あるいはご意見等、うけたまわりたいと思います。

○若原委員

諮問する前に、ここに出ていた分ですね。実際、諮問したけども、指定を認めないというような答申があったことはあるんですか。

○中原文化財課長

基本的には、今まで聞いたことはないです。

○若原委員

ずいぶん前のものがありますね。平成 29 年ですか。

○中原文化財課長

諮問されたんですけども、調査が若干時間がかかって、例えば不動明王像などは、書かれている銘文の年代が、作ったときなのか修理のときなのかということで、かなり先生方の間で検討が深められたということで、時間がかかることはございます。

○中島委員

内容についてはではないですが、山下さんの仕事がすごいなと思って。この間、紙布を見せていただいたこともあったりして、山下さんは後進の育成みたいなこととかはおやりになるんですか。

○中原文化財課長

今現在は奥様と二人でお仕事をしておられると思います。ただ、紙布につきまして、青谷町という特性もありますので、これを自分としては一生懸命高めていって、後に伝えていきたいというお気持ちは非常に持っておられまして、無形文化財の認定保持者の方たちが、認定を受けられるというお気持ちの中には「自分が認定を受けることで、後に続く人がいること」を非常に期待されておられますので、今後そういうことも出てくるのではないかと思います。

○中島委員

青谷だから、こういう染織とか、山下さんがいらっしゃったり、和紙もあつたり山根窯とかしてということであると、けっこう青谷の工芸的な蓄積というのもおもしろいなあと思うんですね。そういうのって、青谷高校に活かしていくということは、今そういう回路ってあんまりないんですか。どうなんですか。例えば山下さんが青谷高校で何かされたということはないんですか。

○中原文化財課長

すみません。私自身はそれははっきりと聞いていませんが、前回ご報告させていただきました「ふるさと創生事業」とかで、無形文化財保持者の方々に、小中の子どもたちを対象にして体験をするというような取組は実際なされておりますので、今後そういうかたちで、お願いして了解いただければ、子どもたちに無形文化財の保持者の方が直接指導して、物作りの体験をすることは可能ということになります。

○中島委員

ちょっと余談になるんですけども、この前東京で、鳥取県の移住を進めるというイベントをやって、それで山本特別支援課長とかにも来ていただいて、鳥取県の教育の魅力みたいなことを、特別支援教育とか、あとは高校でも色々なことをやっています、というようなことをやったんですけども、やっぱり正直いって、高校の県外の発信というのはちょっと弱いという感じはあるんですよ。

そうしたときにやっぱり、鳥取県なんかだとどんな学校の種類でも体験ということ、体験を通じて社会とつながって、そこに学びにつながってという循環を作ってということであると、体験って絶対、鳥取県の高等学校教育における一つの重要なアイコンにするべきなんだろうなということぼんやり思って、それで山下さんが、これだけおもしろいものを、経歴を拝見するとかなり自力でやってきていらっしゃいますよね。自分でこれだけのことを発展させていらしての方というのは、色々教えてもらうというのは、すごいいいだろうと思うんですよ。直接は関係のない話なんですけども。

○徳田高等学校課長

青谷高校は青谷学というもので地域との地産教育を行ってまますので、その中で山下さんにご協力を願うことはできないものだろうか、学校のほうと話をしながら。

○山本教育長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第2号につきまして、これも特に異論はないようですので、原案のとおり決定したいと。

## (2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア～カ及びピコについて、説明してください。

報告事項ア 平成31年度鳥取県教育委員会事務局組織・定数改正の概要について

○片山教育総務課長

来年度に向けての組織定数の変動ですが、14課7地方機関が、13課の5地方機関となります。これまで何度か出ましたが文化財関係が、この4月から知事部局に移管するというので、その分が減るものです。それに伴い、定数も昨年に比べて、事務局定数が48の減になります。

主な内容ですが、一つはこれは内部でのやり繰りですけれども、教育センターに今あります学力向上担当の職員を小中学校課に移して、学力向上の取組みを行うということにしております。

また、文化財課、それに付随している埋蔵文化財センターとむきばんだ史跡公園、これがそっくり知事部局に移管するというので減になります。

それともう一つ、博物館ですが、美術館整備につきまして、これから本格化していくということで体制を強化で1名の増員が認められました。ということで、都合48名の減となりました。

報告事項イ 平成31年2月定例県議会付議予定案件（平成31年度当初予算等）の概要について

○片山教育総務課長

31年2月定例県議会付議予定案件で、31年度の当初予算などについて、概要を報告します。

まず教育の予算額でございますが、前年度の当初予算額と比べて、1700万余の増です。主な事業につきましては、見開きのページに掲げております。

なお、文化財課はカッコ書きになっておりますのは、知事部局に計上ということです。右のほうの主な事業でございますが、掲げております13項目でございますが、これまた、

まず「心とからだいきいきキャンペーン～私たちの未来とつとりの未来わくわく創出事業～」ということで、従前からやっておりました生活習慣の啓発キャンペーン、これをもう少し膨らませて、ふるさと教育とか自己肯定感につながるような、そういったものも入れ込んでやっていこうという予算です。

それから、「特別支援学校における学校運営協議会制度推進事業」ということで、コミュニティスクール、これを県立特別支援学校でも入れていこうというものです。白兔養護、米子養護、琴の浦高等特別支援学校をモデルにして、3校に導入していこうというものです。

次に、「学力向上総合対策推進事業」です。来年度も強化していこうということで、表に事業内容を掲げておりますが、秋田県の授業手法を参考にした取組でありますとか、そうした小学校算数の単元とか、その下の国語・算数の学力向上に向けた問題集の活用とか、家庭学習の質の向上、こういった30年度に東・中・西各地区ごとの課題に取り組んだ取組を展開していこうという内容になっております。

それから、「外国人児童生徒等への日本語等の支援事業」ということで、外国人児童生徒の受け入れ拡大ということもありまして、公立学校での受け入れ体制の整備、具体的には表にありました日本語指導補助者、市町村がやっておられますことに対する助成、多言語翻訳システム等ICTを活用する市町村等に対して助成を行う等でございます。

5頁につきましては、キャリア教育充実事業ということで、高校における様々なキャリア教育、とくに高校の普通科におけるキャリア教育を強化していこうということです。それから、「鳥取発高校生グローバルチャレンジ事業」ということで、海外に目を向けていく機会を多くしていくものでございまして、上から2段目に、鳥取県理数課題研究等発表会優秀者を海外に派遣するという新たな事業で、アメリカ・バーモント州に派遣することを計画しているものです。

また、「病気療養児の遠隔教育支援事業」ということで、オリヒメというICTを使ったロボットがございまして、これを教室において、子どもさんがベッドで横たわったままでタブレットを操作しながら、ロボットを介して教室にいるような感覚で、皆と一緒に授業を受けているような、そういう状態にできるというものでございまして、これを使っていこうというものです。

「県立特別支援学校早朝ケア子ども教室」ということで、鳥取・倉吉・皆生米子養護学校におきまして、学校の受け入れ時刻までの朝の時間に来られてから、学校が始まる時間までのあいだの子どもさんの学習支援と医療ケアの必要な子どもさんへの支援事業で、放課後子ども支援教室と同様の事業です。

「教育審議会費」ですが、31年度に主に審議する内容としまして、県立高校の学校の在り方検討で、これは2026年以降の県立高校の在り方についての見直しの検討を行うものでございます。それから30年から引き続きですが、夜間中学も調査研究を引き続き行います。また、特別支援教育部会というのを設けまして、児童生徒の将来に対応した在り方等の検討です。

「教育施設営繕日」ということで、主に県立学校の施設設備の修繕整備の関係ですが、大規模営繕と一般営繕とがございまして、老朽トイレの洋式化ということで、31年度の

整備対象校として4校を挙げております。それからエアコンにつきましては、順次更新をしております、31年度については倉吉東高校の工事を行い、他に米子西高・米子南高・緑風高校の設計を行うことにしております。

「学校現場における働き方改革推進事業」ということで、教員の多忙解消・負担軽減を図るための学校業務アシスタントを導入する計画でありまして、昨年度よりも10人程度増やす予定としております。合わせて、部活動指導員の配置につきましても31年度は高校は、30年度実績11人を31年度には19名に増やします。中学校につきましても、30年度27人に対しまして70人の配置としております。

「県立美術館の整備費」でございまして、PFI事業の選定が本格化して参ります。そしてアドバイザー業務の経費等を挙げているものです。

後は条例関係を掲げておりますが、いずれも消費税の税率のアップに伴う使用料、手数料の改正です。続いて、教員の臨時免許状の一連のことでございまして、青少年の社会教育施設の使用料の額の関係です。教育総務課は以上です。

#### 報告事項ウ 鳥取県家庭教育推進協力企業制度における700社協定締結について

##### ○音田小中学校課長

平成13年度からスタートしました鳥取県家庭教育推進協力企業との協定締結について、県教育委員会の目標を700社という目標にして参りました。

30年12月時点で700社を超える状況になりましたので、1月24日に県立図書館において700社目となる企業への協定書授与式及び、永年にわたり優良な、そして特別な取組を実施している企業に対して感謝状を授与する式を行いました。

概要につきましては、700社目というのを1社だけ選んで「700社になりましたので」というのはちょっと、あまりにも露骨だったので、ある程度時期を経てその700社目を挟んで9社ぐらいが昨年11月、12月ぐらいで集まりましたので、1月24日にそれぞれの企業にお願いして、おいでいただいたということで、同時に700社を超えたということだけの授与式だと、もう少しアピールが少ないと考えましたので、平成18年度に協定を締結していただいて、それ以来初年度からずっと継続して、この事業に参加していただいている会社が56社ございましたので、その56社にもすべてお願いして、その中で感謝状を贈呈したいということで案内をしたんですが、15社出席をいただきました。

さらに、継続的にその取組をしている企業の中で、実際に発表してほしいと依頼をしたところ、3社に受けていただいて、それぞれの3社で出前授業を行っている、あるいは会社の横に畑を作っていて、職員や地元の保育園児等を招いて、あるいは企業内で育児支援として乳児コーナー等を設置したり、社内託児を実施している企業の取組をそれぞれで発表していただきました。

後半はすべて新規に加盟していただいたところ、それから永年にわたって協定を結んでいる企業の代表者が来られているので、社内研修の一つとして、小中学校課が行っている「鳥取子育て親育ちプログラム」について、職員や場合によっては家族等も招いて参加型



のプログラムを一つ、実際に体験していただくという内容で行いました。写真も載せております。

報告事項エ 平成30年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

○三橋いじめ不登校総合対策センター長

いじめ防止対策推進法に基きまして、県内におけるいじめ防止のための効果的な推進について協議をします「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を1月30日に実施をしました。

主な内容ですが、平成29年度における鳥取県のいじめの状況を説明させていただいた後、今年度実施をしましたSNSによるいじめ相談についての報告を行いました。まず、当総合対策センターが実施しましたSNSによるいじめ総合システムの活用利用につきましては、今年度3中学校で実施をした一方向通報システムですが、通報は現在2件です。

これは中学校という実施ですので、中学校という年代がこのシステムに合っていたかどうかというような課題が少し出てきております。

続いて健康政策課実施の鳥取SNS相談については、実施対策ということで、双方向の相談を行いました。ラインでの相談、それから年代別では高校生の相談が多かったようです。

続いて、昨年度の連絡協議会で事例集、それからマニュアルの作成が必要ではないかという提案があったこともありまして、他県の重大事態から問われた学校等の対応について、これを基に「いじめ対応マニュアル」を作成しまして、その案を見ていただいて、意見をいただきました。

このマニュアルでの主な意見としまして、「現場への良い指摘になると思う」、「事例がすごく重要で、本当に起きているという事実に基いてすごく説得力がある」、「どの教員もこれは理解しておく必要があるものであるもので、県としては、この内容について出して終わりではなくて、全職員が研修して理解するような取組をしっかりと考えてほしい」、「マニュアルの中身ですが、大変細かく具体例もあって使いやすいと思う」、「PTAとしても、保護者にこういう取組をやっているということを伝えていきたい」というような意見をいただきました。また、意見の中に何点か盛り込む内容を色々ご指摘いただきましたので、その後、改善・修正を行っているところです。

今後の対応ですが、教育委員会のSNSの通報システムにつきましては、この度健康政策課での実績、それからセンターで、いじめ等の相談電話等を行っているんですが、その相談についても中学生に比べて、高校生本人からの相談が大変多いというようなこともありまして、来年度につきましては中学生に限定せず、広く高等学校、県立学校中心にそういう取組についても手がけていきたいと考えております。

また、いじめ対応マニュアルについては、来年度、早々に第1回の連絡協議会を持ちまして、協議後決定しまして、市町村教育委員会、県立学校のほうに通知し周知を図っていききたいと考えております。以上でございます。

## 報告事項オ 鳥取県学校図書館授業利用状況調査結果について

### ○網浜図書館長

今回、鳥取県学校図書館利用状況調査結果の概要についてご報告いたします。

この調査は、「鳥取県学校図書館活用推進ビジョン」というのを平成27年に作成いたしました。これは教育課程に寄与する図書館活用教育を一層普及推進するために、平成32年を目標年として作成いたしました。この機会に同時に県立図書館内に学校図書館支援センターを開設し、そのビジョンを作成いたしましたし、「学校図書館活用ハンドブック」を作成し全校に配布しました。

学校図書館支援センターには、司書教諭経験者を2名配置し、学校図書館支援員として配置しております。これによって学校図書館を活用した読書の推進や授業実践の普及を始め、学校図書館活用教育に主として関わる司書教諭や学校司書を対象にして研修を行い、皆さんの資質の向上を図って参りました。そのビジョンの中間年に当たる本年、実際の状況を把握し、ビジョンを作成する前の平成26年度の状況と比較検討することによって効果を検証しようということで、調査をいたしました。

調査対象は、全小中学校と県立高等学校・特別支援学校で、平成29年度の状況について調査をしました。調査結果の概要ですけれども、すべての校種で授業で、学校図書館資料を活用した時間数は増加しております。また、司書教諭や学校司書とのTTを行う学校についても増加しております。ただ、一番基本となります年間授業計画の作成は、小学校では前の調査に比べて若干下がっております。「計画を作成しているが、部分的な活用にとどまっている」もしくは「部分的な活用にとどまって、あまり活用していない」という回答もあります。

一点訂正があつて中学校の平成29年度の文字が落ちておりまして、すべて上段は29年度、下段は26年度の数値です。

小学校が「作成している」が若干減っているんですが、あとの校種についてはすべて計画しているという回答がすべて増えていきます。このような調査結果を踏まえて、もう一度ステージの概要に戻っていただきますと、今後に向けて引き続き、就学前から高校まで一貫した見通しを持った情報活用能力の育成について務めていきたいと思っております。

今まで年間指導計画がされていないということもありましたので、これについては作成を促したり、計画に基づく学校図書館の活用を行うことを更に進めていきたいということと、具体的な学校図書館の活用に関する情報や計画的に学校図書館を活用するための方法について研修会を通して周知していきたいと思っております。

各自治体や各教育研修団体や各学校における研修につきまして、研修の参加を図書館関係の教職員だけではなくて、一般の教職員にも広げて学校全体で、図書館の活用を推進していただきたいと思います。

これについて、昨年、既に智頭町や南部町で一般の教職員を対象とした学校全体での図書館活用の講座を開催しておりますので、このようなかたちで更に進めていきたいと考えております。

報告事項カ 平成30年度むきばんだジュニアファンクラブの実施結果について

○中原文化財課長

「むきばんだジュニアファンクラブ」は、「弥生時代の生活文化を学び、地域の歴史に愛着を持つ児童を育成する」ということを目的にいたしまして、平成18年度から開始しておりまして、本年度で13期目になりまして、むきばんだ史跡公園の人気のある企画となっております。

年間活動計画は計9回、土曜日に行っております。対象は小学校3年生から6年生、定員20名ということで、学校等に周知をして参加者を集めているところです。実施結果ですが、参加人数は20名定員全員ということで、参加者の居住の市町村割合はやはり米子市が多くて80%で、あとは境港市・大山町・南部町という集まり具合でした。ほとんどの方がチラシで応募しておられます。学年別の人数は、3年生が7人、4年生が6人、5年生が7人ということでしたが、昨年度に引き続いて参加している児童が半数近くおられました。

活動の内容につきましては、「むきばんだジュニアファンクラブ通信」を毎回発行しております。これは7回目の青谷上寺地遺跡に見学に行ったときの様子を、こういうかたちでファンクラブ通信ということで、作らせていただいております。

児童の様子ですが、満足度・理解度、毎回行っておりますアンケートによりまして、「楽しかった。分かりやすかった」というような回答をいただいております。事業目的に留意しつつ、児童の発達段階に応じた講座運営ができたと考えております。

感想としては、「青谷上寺地遺跡に行って大変おもしろい思いをした」とか、「頭蓋骨を初めて見て嬉しかった」とか、そんなような反応があったり、ものづくりにおいては、石器づくりを覚えまして、最初は5寸釘を叩いて、とうすというまな板のようなものをつくることをするんですけども、何回も叩くと綺麗なかたちになって良かったというようなことでもございました。この事業につきましては来年度も続けていきたいわけですが、先程途中で申しあげましたように、参加児童の半数が昨年度から引き続きということで、喜んでいただいているのは分かるんですけども、より幅広くしたいということで、今回先着順だったんですけども、来年度から抽選にしようかなというふうに、今むきばんだ史跡公園のほうと話しておるところでございます。以上でございます。

報告事項コ 奨学金の督促状誤送付について

○山本教育長

それでは飛びますが、報告事項コについて、説明してください。

○影山人権教育課長

概要を書かせていただいておりますけれど、平成30年12月31日納入期限で、鳥取県育英奨学金、これは高校と大学でございます。及び鳥取県進学奨励資金、これは同和地区の方の奨学資金でございます。平成13年度までに貸付は終了しております。

返還対象者9463人のうち、期限までにコンビニで納付された方の中の一部76名の方に対しまして、コンビニ納付につきまして、県にお金が入ってくるまでに3週間ぐらいかかります。その予防の確認について、電子収納情報システムというのを運用しまして、コンビニのレジでバーコードをピッと読み取った情報を、本当はまだお金は入ってこないんですけど、翌日とか翌々日ぐらいに、そのデータで確認しまして、その方には督促状を送らないようにしているんですが、情報が確認できず情報の確認を一部誤って、期限までに納付されたのに、誤って督促状を送ったということがございました。

この経緯ですが、発生の経過を書いています。12月中旬に納入通知書を郵送で発行し送りました。12月31日までの期限でして、納期限までに納入されなかった方に対して、納期限の翌日から20日以内に督促状を発行するということになっています。発行作業につきまして、1月15日の時点で、県の歳入に入ってこなかった方、これは1月10日までの情報しかございませんが、この月について督促状を発行するというので、県情報センターにデータを送って印刷を依頼しました。

コンビニで納付された方については、県に入ってくるのに3週間ぐらいかかりますので、この時点では未納という扱いで督促状を発行する作業を行っているわけです。その後センターのほうから人権教育課に印刷した督促状が参りまして、16日から18日に千数百通の督促状を送りますので、2日間ぐらいかけてその作業を行っています。督促状を発行する前に、コンビニで納付された方については、電子収納情報システムで納入状況について速報値を確認をして、確認された方については督促状を抜き取り作業を行って、その方については送らないようにしているんですけど、一部の方について収納情報が確認できず誤って送ってしまったということが分かりました。

どうして分かったかといいますと、18日時点の夕方ぐらいに、電子収納情報のシステムデータを見ていたところ、前日17日の情報と18日の情報を比べてみると、それまではその情報について人数が減るということはなかったんですが、減っていたということで、これは一部の情報が削除されているということで、色々調べていったところ、誤って督促状を送ってしまったということが分かったという事情です。

言葉だけでは分かりにくいものですから、エクセルのデータで見いただきますと、縦軸にコンビニ払込日というのを取っております。12月16日に払った方等、順次書いています。横軸にその情報がどういったかたちで入ってくるか、お金がどういったかたちで入ってくるかというのを示しております。

例えば、1月5日にコンビニで払い込んだ方については、1月6日の日に速報値というかたちで確認できます。12月16日に払った方については、3週間ぐらい県にお金が入るのが遅れるということで、これで見ますと1月1日に黄色になっています。このときには県にお金が入っていて確認できるわけです。1月11日の時点で未納の方というのを黄色の方が納入の方で、それ以外の方については、赤枠で囲ったところについて督促状を発行するというので、情報センターにデータを送って督促状の発行を依頼します。

18日の時に、収納情報を速報値で確認をして督促状を抜き取って発送するという、会計指導課のほうからもそういう確認をなさいということで指導を受けて、そのとおりその作業を行っている状況ですが、実は12月22日に電子収納情報システムのシステム改

修が行われていまして、県に歳入があった方については、発行値のほうに移動して速報値に表示されなくなるというような改修が行われたんです。

そういうことがございまして、速報値の情報をもって緑の枠で囲った方について抜き取り作業をして、1月18日時点で未納の方、赤枠のところの方に督促状を送らないといけないところを、緑で囲ったところの中の黄色のところ、12月の17日ぐらいから23日ぐらいまでに納付された方については、速報値の情報から除かれてしまったということです。その方について督促状の取り取りができなかったということで、誤って督促状を発行してしまった、というような事情です。

誤送付した該当者とその方への対応ということで、今回対象者の方は、12月末までの返還分をコンビニで12月19日から25日の間に入金された76名の方に誤って督促状を送ってしまいました。対応といたしまして、1月18日の午前中に郵便局に持っていったわけですが、夕方にそれが分かりまして、郵便局に発送を止めることができなかったのも、18日の夕方にお詫びとその督促状破棄のお願いの文章を郵送いたしました。

合わせて18日の夕方から19日にかけて、すべての方に電話連絡をし、電話がつかない方については訪問を行って、76名全員の方に督促状が届く前に謝罪をするとともに、督促状を誤って二重払いをしないように破棄をお願いしまして、ご了解をいただいたところです。

今回の原因ですが、電子情報システムの改修によりまして、コンビニ納付について速報値が一部データが表示されないということが周知されていなかったということで、督促状が抜けなかったということと、督促状の発送の件数が1600件ぐらいございますので、2日間ぐらい作業にかかるということで、最新の収納データを確認して全数を確認をするといった作業を行っていなかったその辺がちょっと甘かったなということで、こういったことが起こってしまったと認識しております。再発防止でございますが、今後は、督促状発行時点の収納データをすべて確認をして、それに基づいて督促状の全数チェックを行って発送したいと考えております。ただ、1月と8月については、件数が多いものでございますから、人権教育課だけではなく、教育委員会事務局全体で他の課にも応援していただいて、チェック体制を組んで全数チェックをしたいと思っております。さらに財務システムとの連携ということで、督促状の作成時点で財務のほうに入金をしたところ以外は未収ということで督促状発行をしていたわけでございますが、作成時点で下の図でございますが、1月11日時点でコンビニの速報値も、これはもう入金があったとみなして、それ以外のところで督促状を作って18日の督促状発送時点では更に速報値の情報を見て、抜き取り作業を行って、リスクと作業を減らすというふうにやっていくというシステム改修を行ったところです。更には、庁内のシステム所管課とも連携を取って、システム改修の情報も連携を取って、こういったミス防止したいと思っております。

今回のことでは、期限までに納付した方に対して、督促状を発行してしまったということで、大変迷惑をかけてしまったと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○山本教育長

それでは、ただいままでの説明につきまして、委員方から、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

○中島委員

事務局の組織は文化財課が移管する以外は大きな変動はないということですね。学力向上担当はやっぱり、小中学校だからということですか。

○山本教育長

中心は小中学校でということで、とりあえずはやっていますが。

○中島委員

この教職員定数というのは何で決まっているのですか。

○片山教育総務課長

事務局にいる教員の数でして、事務局定数というのは、ちょっと中の話になるんですが、いわゆる一般の事務職と同様に、このフロアやセンターにいる職員でして、教職員定数というのはそれ以外に、学校についてという区分がございます。事務局定数でいらっしゃる先生方は、学校籍からは抜いて、事務局の職員として指導主事ということですよ。

○中島委員

学校の先生ですか。

○片山教育総務課長

本籍は指導主事として働いています。

○中島委員

48人もいらっしゃるのですか。

○片山教育総務課長

本籍が学校の先生としては48人です。事務局定数でいる教員は学校籍から抜いて事務局の職員として働いています。

○中島委員

なるほど。わかりました。

○佐藤委員

鳥取県家庭教育推進協力企業制度に関してなのですが、700社を達成という中身なんですけれども、これは多分、以前から議論されていたことではないかと思うんですけども、認定に当たっては数項目をチェックされるわけですね。その中身の確認みたいなものほど

うでしょうか。というのは、実際に認定を受けた企業さんであっても、正直にいうと内実が伴わないというようなこともあるのかなということを考えますと、チェック機能というのは必要なのかなということを思いましたので、お聞きいたします。

○音田小中学校課長

資料の参考のところに載せておりますが、まずは企業が「家庭教育が大事だ」ということで、それを企業が応援するというこの制度については、四つの条件の中から二つ以上取り組もうとしているということで、認定を手を挙げていただいて、その書類が届いて、こちらとしてはその確認を認定時にはさせていただいて、例えば「うちは1と4を行う」とか、あるいは「1と2と4を行う」というようなかたちで、そこを条件に挙げてこられますので、そこについては協定を結んだかたちで、その後、一応最初の段階では「どういう取り組みをされましたか」ということを行っていたんですけども、数が増えてきて、それから今、講習を3年に1回更新をしていただくかたちを取っておりますので、その段階で「どういった状況である」という報告でチェックをするということにしています。

ただ実際に出かけて行って、すべての企業が必ず何月何日、どういう状況で、それぞれ手を挙げられたチェックした項目の中で、「行った、行ってない」ということの確認すべては今のところは行っておらず、企業側からの報告で兼ねているという状況です。

○中島委員

イですが、最終的に予算のかたちになって、「こういうことをします」ということが、具体的なアクションとしては一番大事なことになって、毎年こういうかたちで示していただきますよね。

それで、ここに至るまでって我々に情報というのは、どんなかたちで例年いただいているのかなと思ったんですけど、この手前の段階って、どういうふうなものをいただいているのでしょうか。

○片山教育総務課長

手前の段階、要求時点で、主な事業をまとめまして、委員協議会でお配りさせていただいてはありました。

○中島委員

その時点で金額って出ているんでしょうか。

○片山教育総務課長

金額はまだ出ていない段階です。どうしても色々と最終的に数字が締まっていったって財政の査定もあり、今の段階に固定になります。早い段階ではどうしても概算的になってしまっている。

○中島委員

その辺りの予算というのは非常にテクニカルなところもあると思うのですが、やっぱり最終的にいくらでこの事業をやりますということが、こういう体制でやりますということが、教育行政としては見えるのはお金が付いたかたちなので、その辺のところの情報の出のタイミングが、今ってもう正直いって「これでいきます」ということですよね。なので間のところで、何か議論ができるような、とくに目玉になるようなものについて議論ができるようなことって可能なんでしょうか。

○山本教育長

可能だと思います。時期が会議の日に合わせられないかもしれませんが、特別にちょっと集まっていたくような必要もあるのかもしれない。

○中島委員

教育行政ってこれなんだから、そこがちょっとあると、我々も最終的にはこれに対する責任を持つということになるので、そのところが何かいいかたちが見つけられたら。

○山本教育長

分かりました。

○片山教育総務課長

一年先になりますが、来年はいい方法を考えたいと思います。

○山本教育長

それと、今回は骨格予算なので、ある意味、すごく政策的なものについては、当初ではなくて、6月補正に送られているので、そういう意味では6月に向けて、そういうことも考えていきたいと思います。

○中島委員

今正直言って、これについて現段階で、言ってどうこうなるという段階ではないでしょう。

○山本教育長

いや、この分の中身については、もうどうにもなりませんけれども、もう少しこういう部分の施策が必要ではないかとか、これについてはどうなっているんだというようなことは、お伺いしておけば6月に向けて、また準備を進めるということは可能です。あと、これについての、こういうところを気をつけて進めていくべきというようなお話は。

○若原委員

今予算を要求する段階ですか。



○山本教育長

議会に提案する案ですね、これが。これで議会とやり取りして、もう少し細かい事業も含めてですけども。これは主な事業だけですが。

○中島委員

ただ概ね色々なプロセスを通っているから、これでいくでしょうね。  
まあ、いくつか気になったものを言いますと、「学力向上総合対策推進事業」で、これ目玉かと思うんですけど、この上がっている事業内容と前回から色々教えていただいている音田小中学校課長の課題意識というのが、しっかりリンクしているのかなということがちょっと気になったんですけど、その辺どうでしょうか。

○音田小中学校課長

はい、ありがとうございます。これにつきましてはやはり予算に関する部分で、特に新規と拡充をする予算が必要なものについての主だったところがここにまとめてありますので、先ほど教育長も話をされましたが、これまで、例えば今年度取り組んでいる事業の更なる充実発展等も、お金が一応絡んでいるんですけども、中身の充実等については、事務局内、それから今市町村の教育長方と直接やり取りをしながら、どういうふうにして役割をはっきりさせたり、連携をどうするかたちで具体的にしていくかというようなところを詰めていますので、その辺りは予算書には表れてはいないですけど、進めつつ新たなこういった事業もそこに組み込んでいこうと考えています。

○中島委員

そうですか。事業内容のより根の部分として、そういうコミュニケーションをとということなんですね。

○山本教育長

細かい経費の査定は入っていますが、一応やりたいということで要求したことは、すべて認められています。

○若原委員

色々とお聞きして、県・市町村の教育委員会、それから学校現場が足並みが必ずしも揃っているわけじゃないということをお聞きしたので、このプロジェクトチームでいくらい議論をしたって、それが浸透しなければ効果がないですから、そのところが予算審議の段階でどういう議論ができるのかなという気がするんですけど。

○音田小中学校課長

おっしゃるとおりで、これを財政に認めてもらうに当たっては、教育長はじめ、事務局内でしっかり議論した上で、予算を認めてもらうようお願いし、それからこの後は今度は、議会で認めていただくので、表向きはここに書いてある予算書の概要なんですけども、

前回色々とお話をさせていただいたように、実際は学校現場にいかに関わるかということですので、これは先ほど教育長が、2月5日には町村の教育長15名を集めての説明会をしておりますし、4市については、個別に回って、来年度の予算の中身であるとか、軸であるとか、具体化について、まだ県の事務局内でも具体を詰めなければいけないところも残っているんですけども、来年度に向けては市町村にも、まずは予算がほぼ認められたので、それをいかに現場に向けていって効果を上げるかということについて、今、話し合いを行っておりますので、来年度に向けて準備を進めているところです。

○佐伯委員

学力向上はやはりすごく大きいと思っていて、問題集を作って、それを活用していくとか、それは紙ベースでなくて、データで配って学校で出していくのですか。

○音田小中学校課長

ここにある「活用力の問題集」については、もう冊子を作って、これを学校現場で使っていく。それから、単元評価の分については、これは事務局が単元評価問題を作って、データで学校に配信ということ、それぞれ中部・西部で行っています。

それを31年度は横に展開が少しでもできれば、地域課題に応じた取組から始まったそれぞれの事業なので、それを横展開して効果が期待できそうなものは、全県展開していくというように今段階を考えているところです。

○佐伯委員

若手を研修に派遣したりはするのですか。

○音田小中学校課長

はい、今しております。これも西部地区発の、地域課題に応じた学力向上策で、30年度からスタートしております。昨年度の局長の強い思いで実現した事業で、東部・中部からも実はそういう思いはあると思うんですけども、今は西部地区限定で15人がそれぞれ若手が自主研修というかたちで、行う事業を行った1年目が終わったところです。

○佐伯委員

それは、例えば帰ってきて、広がるようにはしているのですね。

○音田小中学校課長

はい、それも昨日、米子市と境港市の教育長とそれぞれ話をしたんですが、非常に現場が活性化している。本人のためにもいいし、学校にも還元されているので、更にそれをまとめて他の学校にも発信していったり、どういう活用をこれからしたいかということ、地教委もしっかり考えているということ、しっかり確認して、帰ってきたところですので、31年度も予算が付いたので、ぜひそういう発信もしてほしいというお願いをしてみました。

○佐伯委員

採用試験の倍率が下がったために、新しく先生になる方の質の問題もあって、聞いてみたら現実問題、現場はすごく大変そうな感じなので、せっかく採用したのだったら育てていけないといけないので、その辺少し考えてほしいという気がしました。

あと、働き方改革というのはすごく大事だなと思っていて、このアシスタントが10人増えたということで、もっと増えるかなと思ったんですけど、やはりこれくらいですか。合計23人ということで、これは県からであって、市町村単位でももっとたくさんあるんですか。

○國岡教育人材開発課長

国が3分の1で、あとは県が出すんですけども、今の合わせて19小中学校ですけども、来年度については各市町村に一人ずつということでやりたいと思っています。

最終的には全学校に置くということは無理なので、配置していく学校を変えていきながら、働き方改革の考え方をしっかりと浸透させていきながら、効果を残していきたいと思っています。

○佐伯委員

やはり人なので、配置される学校と配置されない学校とでは全然違うのだと思います。

○中島委員

この間、全国の教育委員の協議会に出て、文部科学副大臣の挨拶で、文部科学省が来年度やりたいことの一番と言ったのが働き方改革ですね。

子どもに対する関係じゃなくて働き方改革を一番に言うんだと思って、へえと思ったんですが、それがもちろん結果的に子どもたちの教育の質を向上させるということにリンクするという考え方なんだろうなと思うんですけど、こうやってお金で解決できる部分と、横の部活のこともセットだと思うんですけど、お金で解決する部分と、そうは言ってもお金ではどうにも手が出ないところというのは、それこそ学校運営協議会等を使いながら、ボランティアなもの等を活かしながらというふうにやっていかないと、これは「お金がこれだけしかないから、これだけしかできませんでした」という問題ではないと思うので、具体的な働き方改革の目標を設定して、そこに向かってとにかく成果を出していくということをしないと、まったなしになり過ぎちゃっているなということなんで、頑張りたいところですよ。

○山本教育長

目標等は、「学校改善プラン」ところに、3年間で25%という目標を立てて、その中でこういう取組、こういう取組と、色々な提案をしていますが、それで各学校取り組んでいく中で、このアシスタントは当然、配置すれば、配置した時間の分だけは誰かからこの人にいくんで、減るんですけども、それだけだともものすごくアシスタントを配置しないと目

標は達成できないので、このアシスタントを配置することで、今、自分の仕事を見直して必ずしも先生でなくてもできる仕事がありはしないか、そういうものをもう一回切り分けをして頭を整理する。そういうものを例えば事務職員のほうで、なんとかできないのかという、そういう見直しなども含めて効果を出していかないと、本当に配置した時間数の分だけの効果では十分な効果が出るとはいえない。

○若原委員

23人で、いくつかの学校を担当するということですか。

○山本教育長

各学校に一人ずつ配置して、その学校の中でやる。

○若原委員

全県の全学校に全部配置をしようとしたら、とても足りない。

○山本教育長

桁が一つ違います。

○中島委員

全学校に一人ずつ配置をしたとしても、どれほどの効果があるか、たいしたことないですね。

○山本教育長

そういう意味では、配置することをきっかけとして、改善に向かうということだと思っ  
んです。これまでずっと、足し算というか、上乘せ上乘せでやらなければならない、もっ  
とほしいという要請が色々なところからきて、その要請自体は、一つ一つは反論できない  
要請なわけですし、それをずっと引き受けてきたのがそろそろ限界にきていて、引き算の  
なかでやめていくのだけれども、今のこういう方法を加えることで、時間的には引き算で  
きるんだけれども、子どもたちの学びは変わらないというような、そういう工夫も一方で  
はしていかなければいけない。行事等の精選等ですね。

○佐伯委員

行事は精選していかなければいけませんね。

○中島委員

私がもう一つ気になったのは、先ほど学力向上のことで、秋田県の事例を参考にすると  
あったではないですか。もうどこかを参照するという段階ではないのではないかと思うん  
ですけど、どうなんでしょうか。秋田県とか福井県とか、ずっと言っているのではないかと  
思うのですけど。

○音田小中学校課長

おっしゃるとおり、中島委員と同じことを、市町村教育委員会や学校現場が述べるケースもよく耳にします。ただこれはあくまでも、学力向上プロジェクト会議において、外部有識者が、要するに鳥取県の現状を見たときに、まず危機意識が薄いということを言われて、そうした時に本気で学力を上げようと、要するに子どもたちの状況がどんどん右肩下がりになっているということをおそらく事務局行政も現場もあまり危機意識を覚えていない。

本当にそのまま何もしないで「みんな頑張っているからそれでいい」ということだけでいくのであれば、もっとどんどん今付けなければいけない力が実は付いていないのではないかというような自己反省を皆が持たないと、点数が低いからという危機意識ではなく、今付けなければならぬ力が実際に付いていない子どもたちが増えているのではないかというふうに、それぞれが思わないといけない。

というふうに言われて引き合いに出されたのが、学力調査を一つの指標にするのであれば、逆に右肩下りの県がある。そういう県に学ぶべきだという話をされて、そこがすべて秋田県や福井県をやはり参考にしながら独自のその県に合った取組をしたから上がってきている。つまり子どもたちがより意欲的に学ぶという姿勢になってきている、ということをおっしゃって、短期的な取組が必要だということの中から、今回は小学校算数にポイントを絞って秋田型をというような一つの目印を作ったんですが、けっして秋田型がスペシャルではなくて、これは県内でも少しそこを軸にしてやろうという市町村がいくつかあったので、市町村には「これは鳥取県でも既にやろうとしていることで、これを改めて県として全県的に、ここを徹底していきたいと発信していますので、あくまでも秋田型に懸念を示される現場や教育長方もいらっしゃいますけれど、その辺りを納得していただいた、あまり秋田県型・秋田県型というのが、それでやる気がなくなってもらっても困りますので、一つは鳥取型のスタンダードと仮称を付けてますけれども、鳥取の学びの充実化を付けていきたいというのが一番の根っこです。

○中島委員

全国の会合の時も文科省の方が「学力学習状況調査のおかげで、全国の学校でPDCAが回るようになった」と、誇らしそうに言っておられて、うちは回っていないぞ、と最近聞いたんだけど、非常に私も危機感を持ったんですけど。例えば、こういうことも使いながらPDCAということについていこうということですよ。

○音田小中学校課長

はい。言ってみれば、鳥取県の子どもも、先生方もなんですけども、やや外から言われてはじめて、ちょっと自信がなくなっている部分、何をやったらいいのだろうかという目標や柱がなくなっているという部分もあるのではないかというような協議もしまして、一つ柱を決める。

その柱の根拠として、これは秋田型とも非常に近いスタイルなんだということの一つ、じゃあこれを柱にしてやっつけていけばいいんだというふうに皆さんが信じていただければ、そういった授業が日々多くの学校で行われていくようになれば、学力がまた上向くのではないかと考えています。

#### ○中島委員

分かりました。ぜひその方向で。ただ、私少し思うのは、やはり教育というのはクリエイティブな仕事なので、「真似しましょう」とばかり言っても、あまり盛り上がらないので、「独自にやろうぜ」という、参照しつつ我々がオリジナルを作っていこうという意識を持たないと、盛り上がっていかないところもあるので、その辺のバランスを見ながらやってください。

#### ○音田小中学校課長

はい、ありがとうございます。実は一昨日、大分県が幼児教育センターを視察にきました。大分県は今TTの中で、秋田県や福井県を参考にして、右肩上がりの代表の県だということだったので、秋にうちからも大分県に7人が視察に行ったんですけども、たまたま来られた教育次長が、先日同じことを言われて、「視察には行くけども、まるまる秋田県や福井県のやり方を大分県でやろうとしても絶対できないから、大分県なりのやり方にしていかなければいけない。だから鳥取県もそういうことですよ。」ということで、今日は欠席ですけども、足羽教育次長とそういう話もしています。鳥取県なりのものにしていきたいと。

さきほど佐伯委員が、若手の育成のところでおっしゃられてたところが非常に、今私の中では、たまたま昨日、米子市と境港市の教育長とも話をしたんですが、西部地区は教育委員会としても期待しているという話をされている中で同時に、教育の魅力化。働き方改革とは少し違う路線かもしれないけれど、いかに教員を魅力的な職にするかということの工夫も考えなければいけないという話をされたので、少し近いことかなと、あるいは全県でもまた考えていかなければいけない。働き方改革を進めれば、教員が魅力的な仕事になるかといえばそうではないので、いかにやりがいを持って子どもたちに当たって行って、それが非常に魅力的な仕事に映るかということ、全県で考えなければいけない時期かなとも感じたところです。

#### ○鱸委員

特別支援学校の早朝子ども教室のところで、医療ケアが必要な子どもの放課後、これは前年度からやっている事業の継続で、これは「いずれは福祉保健部のほうで移行していく」という内容ですが、この早朝子ども教室というのは昔から保護者が子どもさんを連れてこられて「学校は9時からですよ。その間はどうするの。じゃあ、総合療育センターに預けましょう」ということで、総合療育センターに来て、棟内で子どもさんをしばらく見て9時になったら連れていくということを行っていて、「これは何なのだろう」という感じだったんですね。

医療ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室を将来、福祉保健部に持っていくんだら、9時までを生活部分と見るのか、教育として見るのか、ここをやっぱりはっきりしておいたほうがいいと思うんです。

9時から教育が始まるというのであれば、これはやはり移行支援とか、そういう関連の時間帯として、これを福祉保健部で考えてみるというのはどうなのかということですけど、そのところがいわゆる住民や保護者、OBなどが、自主的に学校支援に、今まで福祉保健部が「だめだ。これはあなたのところでやりなさい」と言われて、なんとかしようということで、色々なところでお世話になってきたことが、今はこれを教育の中で受けるというかたちなんですか、9時までの子どもの見守りというのは。これは今後もそうなんですか。

#### ○山本特別支援教育課長

どうしても学校にいるということですので、やはり学校のほうで、ここは見させていただくということになると思いますし、保護者の方もやはり学校に連れて来られますので、学校で見させていただきたいという思いもありますので、早朝につきましては、学校で今後も対応していきたいなとは思っています。

#### ○鱸委員

そうですか。そうしたらボランティアだけとか、OBだけでは見れないでしょう。学校に預かって入っているわけですから、学校の担当者も責任ある立場の人が入ることでしょうか。教員も。

#### ○山本特別支援教育課長

あくまでも教育としてではなくて、どちらかという見守りということになりますので、実際にこういう早朝でいる場所というのは、図書室とか畳の間とかがありますので、ボランティアの方に見ていただいて、何かあればすぐ教員がかけつけることができる体制を今、取っております。

#### ○鱸委員

例えば倉吉養護学校は学校から救急対応できる病院まで遠いこともあって一番リスクがあると思います。倉吉の場合は、ある程度医療ケアのある子も多く来ているので、親が送ってきて「ありがとうございます」と帰ったときに、その辺のリスク管理をしっかり対応しないと、保護者の中で、色々問題となることが発生する可能性があると思うんです。その場で「お宅のお子さんは医療ケアがあるから、ちょっと遠慮してもらおうか」というようなことではいけないと思います。ここのところは根本的に生活部分として見るのか、今言われた教育部分として見るのか。教育部分として見る、とおっしゃったので、その責任ははっきり、教育委員会いわゆる県立を主管するところが、ちゃんとそれを考えて、予算を使うときにそういう方向性を考えておく必要があるんじゃないかと思ってお聞きしました。

○山本特別教育支援課長

医療ケアのあるお子さんにつきましては、常勤の看護師のほうも、配置しておりますので、朝礼等には出なくて、医療ケアをする部屋がありますので、そこにおりますので、そこは対応できております。

○鱸委員

そうすると、その看護師さんは7時半とかに来るんですか。その辺の話はついてでのことですか。

○山本特別支援教育課長

違うかどうか分かりませんが、こられるお子さんの状況に応じては、早めにこられたりとか、また、医療ケアの準備もありますので、少し早めにこられるときもあると思います。

○鱸委員

これは、従来からこのご家族が「何とかならないかな。学校がやるべきことじゃないか」って、ずっと話し合った内容なので、そこでやっぱり安全に移行できるということを慎重にするためにも、31年度から新たに実施というところに、しっかりと方向性を持って保護者に説明される。そういうところをしっかりとっておかないと、少し何かあったときにぶれるようではいけないので、よろしくお願いします。

○山本特別支援教育課長

分かりました。

○山本教育長

その他に、いかがですか。ウヤ、エのいじめ・不登校総合対策センターなど。

○中島委員

マニュアルいいですね。細かく書いてあって。事例に沿って書いてあるので。これは各学校に配られるんですか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

はい。すべての教員にきっちり目に入るようにという意見が協議会でありましたので。

○中島委員

かなり具体的に書いてあるから本当に参考になりますね。

○若原委員

配って終わりではなくて、研修会もされるのですか。



○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

そうですね。毎年やっているいじめの行政説明会とか、または学校の研修ですとか。または、色々な研修に絡めて、たくさんそういう機会を捉えて、説明していこうかと思っております。

○佐伯委員

ずっとそういったことを経験してきた先生もいますが、そうではなくてあまりそういったことに携わっていない方もおられるので、これを活用しながら、校内の研修で「こういうことが起こった時は、こういうふうにするんだね」と確認し合ったりとか、ちょっと生徒の側になったりして練習してみるとか、そんなふうなこともしてみたほうがいいかなと思うんですね。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

はい、ありがとうございます。今おっしゃられたロールプレイ形式でのというのも意見いただきまして、その内容を実はまたこれに付け加えて入れております。

○山本教育長

その他はいかがでしょうか。

○中島委員

図書館のところでちょっと教えていただきたいんですけども、学校図書館を活用した年間授業計画というのは、これはどんなものを作るんですか。各先生が作るんですか。

○網浜図書館長

各学校が年度初めに、学校の教育目標に基いた図書館教育全体計画というものを作成いたします。それに基づきまして、その学校それぞれどのような力を付けたいかということ話し合い、それを各学年のどの学習で、どの部分でそれを扱っていくのかということ計画を作成しますので、そういったものを想定しております。

○中島委員

じゃあ、けっこう、ざっくりしたもんですね。

○網浜図書館長

ざっくりしたものから、学校によっては細かく書かれたものもあり、現実にはまだ統一されていないというような状態です。

○佐伯委員

国語のこの授業でここで使うとか、社会だったらこれを使うとかというのがあって、それではあと担任と図書館職員とか、司書教諭の先生とやり取りして、この時間のこの日ですよとか、打ち合わせをするんですよ。

○鱸委員

これ見てて思ったのですが、年間授業計画はあるけれど、内容は上がってないんですよ。年間授業計画の内容が現場とミスマッチしているんじゃないかなと思ったり、その辺であればやっぱり、計画作成のところに「こういう計画だよ」というような、いわゆる「作り方」の研修とか、そんなものを入れて、教員はみな図書館を利用しているというデータが上がっているんで、その辺りのミスマッチの結果ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○網浜図書館長

おっしゃるとおりで、その辺りはビジョン作成の頃から課題として捉えておりましたので、研修でも年間計画作成に関する内容に盛り込んできました。今年度もいくつかの市町村全体で計画作成に取り組まれたというところもあります。

先生方の見る目も肥えてきたので、今年作成されていないと答えられたところは、以前のものがやはり実情に合っていないとか、きちんと使えるものにしていきたいという思いから、これでは不十分だということで今年は作成できなかった、去年はできなかったというように答えられたところも実際にはございます。

○鱸委員

例えば担当が替わったからとか、というようなことがあるようでは、全然意味がない。だって作るときには計画立てているわけですから、その辺の意識が少しずれているのかなと思ったりもしました。それと一つ聞きたいんですけど、このTTというのが、ティームティーチングということでもいいんですか。

○網浜図書館長

はい。

○鱸委員

具体的には、司書教諭と学校司書と他の方も加わってチームで議論する、活動するということですか。TTの内容について教えてください。

○網浜図書館長

様々な実態がございまして、多くは担任と司書教諭、もしくは担任と学校司書という場合が多いです。

○佐伯委員

司書教諭という担当の先生が決まっています、それで全部この先生が立てるんですけども、その方が熱意のある方だと学校全体のことを考えながら、リーダーシップを発揮して進んでいきますし、その方が転勤になったりすると、そういう気運が下がったりすることもあるんです。だからやっぱりキーとなる人が、いかに「本のことが大好き」とか「子どもたちとやりたい」とか、そういった気持ちを持っているかで、とても違うと思います。

○鱸委員

これが醸成してくると、そういう方が異動しても、担当の方がしっかりと図書館の意味を感じて動き出すという過渡期なんですかね。

○佐伯委員

鳥取県の場合は大分、進んでいるんじゃないですかね。

○佐藤委員

いじめの対応マニュアルのことなのですが、報告文書の中に、「保護者にもこういう取組みをやっていることを伝えたい」という、実例をある程度含んだ内容になって、第三者委員会等々の調書を元に作成している、とあって、そうすると対象になりえる保護者の方もいたりするという危惧があったりして、この取扱いについてはかなり慎重にというか、丁寧に保護者の方にも説明する必要があるというように思いました。当然のことだと思いますので、ご承知とは思いますが、そのことも大事なかなと思います。

○佐伯委員

弥生時代の生活の追体験、とてもすばらしいので何回でも参加したいと思うんですけども、参加人数が20人ですか。やっぱり増やせないものですか。

○中原文化財課長

ちょっと私も気になって、電話して聞いたんですけども、今回先着で20人で止まってしまっているの、現場のほうもそれを感じていまして、ちょっと来年からは抽選にしたいと。

○佐伯委員

これは大好きな人が、何回でも参加したいだろうなと思ったもので。

○中原文化財課長

先着順だとすぐ埋ってしまうという状況があるもので。

○山本教育長

その他よろしいですか。では、残りの報告事項につきましては、説明を省略することとしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、以上で報告事項を終了いたします。

### (3) 協議事項

#### 協議事項1 鳥取県文化部活動の在り方に関する方針(案)について

○山本教育長

続いて協議事項に移ります。事務局より説明してください。

○音田小中学校課長

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針案」について、協議をお願いいたします。

これは12月18日に文化部活動の在り方に係る検討会を開催しました。そして2日後、12月20日には、本教育委員会で、検討会についての状況については報告をさせていただいています。ただ、文化庁のガイドラインが出たのは、12月27日です。前回での教育委員会での報告並びに在り方に関する検討会のときには、文化庁のガイドラインがまだ出ていなかった段階での協議でしたので、文化庁のガイドラインが出た後、再度各検討会に出席された委員の方々等にもお諮りして、今最終案として、本日提案をさせていただいているところです。

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針案」の概要として、適切な運営のための体制整備、合理的で且つ効率的効果的な活動の推進のための取組等のカギカッコで挙げているところが大きな柱となりますので、三つ目は適当な休養日等の設定、めくっていただきまして、生徒のニーズを踏まえた環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しという大きな柱を立てて、それぞれ具体的に次のページからの方針案には載せているところです。

一番大事なところとしては、県の方針を受けて、市町村教育委員会が独自に、これは私立等の学校法人等の設置者も含めてですが、県の方針を参考に、設置する学校に係る文化部活動の方針を策定するということが、まず盛り込まれています。

これは、国は各都道府県に、従って県も、今度は各市町村に、市町村はこれを受けて各学校が、それぞれ学校の状況を踏まえて策定しなさいというふうに作っています。

一足先に運動部のほうが既に出ておりますので、同じ流れで運動部活動も文化部活動も方針案をそれぞれ、この後市町村教育委員会が策定し、各学校に流して、できれば31年度4月から運動部と文化部合わせて、部活動の在り方に関して、各学校でそういったガイドラインを含めた方針を策定し、保護者等にも説明し、それに則ったかたちで新年度からは部活動を行っていくという流れになっています。

検討会では、まだ文化庁から出ていなかったということであるとか、運動部に関する文言を文化部に変更したかたちで方針案をずっと作っていったんですけども、それはけして運動部と文化部が全くこちらが最初に示した案で、運動部はこう書いてあるから文化部ではこうだろうというふうにして、案を作っていたんですけど、それではいけないというような意見も出ましたので、再度、文化庁からのガイドライン等も含め見直した上で、中文連・高文連、それから吹奏楽連盟等の外部団体の会長にも、そういった内容をお示しし、また、いただいたご意見に対しても、なるべく受け入れながら、「でも、ここは譲れない」というところもご理解いただいた上で、今最終案として出させていただいています。

多くは適正な運営のための体制整備でありますとか、適切な休養日の設定で、中学校と高校が運動部と同様になっております。その辺りについてのご意見もいただきましたし、特に文化部はオフシーズンというような考え方が、そもそもないので、そういったかたちについての全体計画であるとか、実施状況、それから結果の報告等もきちんと行うというようなことについても、色々と意見交換をしたところでございます。また、文化振興という面では地域との連携を推奨している県の立場と、しかしそこに地域連携を強くすればするほど、部活動の時間はやはり必要になるというような意見もありまして、その辺りの折衷案なり、各学校あるいは主管している市町村教育委員会等が、どういった配慮をするかというような辺りも、今後また細かい協議が起こる可能性はあるなというふうに感じているところです。

詳しい方針等については、資料をもって報告とさせていただきます。また、最後に先ほど説明しました運動部と文化部で文言が置き換えたところを最後に比較表として載せていますので、またその辺りもご覧いただいて、ご意見がいただければと思っています。

なお、比較表の基本方針のところにつきましては、根本的に変えて、文化部用の基本方針として挙げていますので、下線は引いておりません。具体的な2番のところから、下線を引いて比較できるようにしている資料を最後に付けているところです。

○山本教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方から、質問意見等ございますでしょうか。

○中島委員

これ、鳥取県と県教委となっているのは、私立学校もあるからということですか。

○音田小中学校課長

はい。

○中島委員

今後の予定のところ拝見すると、ここで議決するんですか。

○山本教育長

いいえ。教育長決裁でやらせていただければと思っています。この後、2月定例県議会の常任委員会で案をお示しして、そこでも意見をお伺いして、最終的には、今日の皆様方のご意見と県議会の意見を踏まえて、教育長決裁として。

○中島委員

2月中に通知まで行ってしまうと。

○音田小中学校課長

去年12月時点で一度流していますので。

○山本教育長

はい。今日我々が協議している案が、オープンになりますので、それでもう一度市町村のほうに流させていただきます。

○中島委員

吹奏楽連盟からなにか大きな異議というか、意見とかはあったんですか。

○音田小中学校課長

やはり、先ほど申しましたように、運動部があったから、児童生徒の視点に立った安全面というのが一番はあるんですけども、同時に働き方改革の部分もありまして、それで休養日であるとか、部活動の活動時間等が制限されるようなガイドラインになっています。

そうしたときに、そもそも文化部において吹奏楽を含め、高等学校の書道部であるとか、地域活動部等にしても、時間を制約するというのが、運動部に比べて、本当に心身の健康上の危険であるとか、そういう部分というのがどの程度同等なのかというようなところが、まず元としてありまして、スポーツ庁のほうはその辺りを細かく分析して、より合理的で効率的な部活にして時間を短くしなさいというふうに書いてあって、その辺りをそのまま文化部活動でも同じように書いていたり、同じような指導の手引をつくるというふうに書いてあったりしたんですけども、それは文化庁に問い合わせてみると、まだ協議中だったり、そもそもスタートラインが少し違っているんで、だからといって一日中部活動をやってもいいということは、働き方改革だけでなく、生徒にとっても他の機会を奪うからということも共通するんですけど、ただ身体的な部分とか、運動量がハードだから命の危険にというようなところとは、もともとが少しずれているので、その辺りには無理があるんじゃないかというようなところが、一番大きな疑問点といいますか、意見として。

○中島委員

いま3時間とか4時間ということで、されているのは概ねそれはよかろうということになったところなんですね。

○音田小中学校課長

そうですね。やはりこれも部活動そのものは多くの学校で、それでオッケーなんですけども、中には本当に中国大会や全国大会を目指すというレベルの学校や、顧問の中には、そういった部分で、どの程度制限がかけられるのかどうかというような辺りについては、あくまでもガイドラインで方針なので、もちろん守っていただくということで、県としても設置者の市町村としても出していくんですけども、その辺りがどの程度受け入れられるのか。

唯一、高校には「原則として」という言葉がありますし、双方に活動時間の意味合いを、運動部であれば「ものを準備したりするとかという時間は除く」というような部分を同等に考えたとき、文化部で活動時間というのをどういうふうに設定するのかという辺りが多

少弾力的な運用ができるのかなというようなところです。納得していただき、少しご理解をいただいたところです。

○山本教育長

その他いかがでしょうか。

○若原委員

今年の4月からガイドラインは運用しないといけないという義務付けられているものですか。

○山本教育長

縛りはないでしょう。

○若原委員

では、運用時期は柔軟に考えてもいい訳ですか。

○音田小中学校課長

ただ、学校にとっては、運動部は既にできているけれども、文化部はできてないというのはよくないので、できれば県立も市町村も、出すのであれば部活動としての方針に方向性は同時に示したいということがありますので、おそらく内々に同時進行で準備をしている市町村もあると思いますし、学校でもそういった情報は入れているところだと思います。

○若原委員

文化庁はちょっと遅過ぎますね。

○音田小中学校課長

やはりそもそものところに、難しさというか。スポーツ振興と文化振興とは、全く同じ流れといいますか、そういった部分で少し違ったのではないかというふうに思っています。私の想像ですが。

○山本教育長

それでは、この案をベースに、議会にも提案させていただいて意見を聞いて、進めていきたいと思います。その他、各委員から、何かございましたら発言をお願いします。（意見なし）

よろしいでしょうか。それでは本日の定例教育委員会は、これで閉会いたします。

次回は人事関係もありますので、3月15日金曜日の午前9時から定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。（賛同の声）

それではそのように決定したいと思います。以上で本日の日程を終了いたします。